

福島県県道に設ける道路標識の寸法を定める条例

1 現状

道路標識については、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（標識令）」で基準が定められている。

文字の大きさが設計速度に応じて定まるものは、設計速度ごとに基本となる文字の大きさをを用いるほか、拡大率1.5倍、2倍、2.5倍、3倍に拡大できる。

〈現在設置されている案内標識の文字の大きさ〉

200mm及び拡大率1.5倍の300mmを使用

〈整備例〉



国道118号
(会津若松市)
文字の大きさ
200×200

〈整備例〉



喜多方河東線
(喜多方市)
文字の大きさ
300×300

※上記の案内標識の寸法はいずれも2100mm×2800mm

2 問題点

文字の大きさは、全国一律の基準で定められており自由度がない。

3 課題

近年、案内標識に沿線の観光地等を入れるよう地域からの要望が高まっているが、道路標識の寸法及び文字の大きさが制限されていることから、著名地点等を標識板の限られたスペースに表示することができず、地域のニーズに沿った案内標識の整備・管理を行える状況となっていないため、文字の大きさの自由度を高める基準が求められる。

4 対応策

県独自の基準を盛り込んだ条例を制定することにより、案内標識の文字の大きさに自由度をもたせ、地域づくりや観光の支援に寄与する。

5 条例で規定したい独自基準の内容

○案内標識(文字の大きさが設計速度に応じて決まるもの)

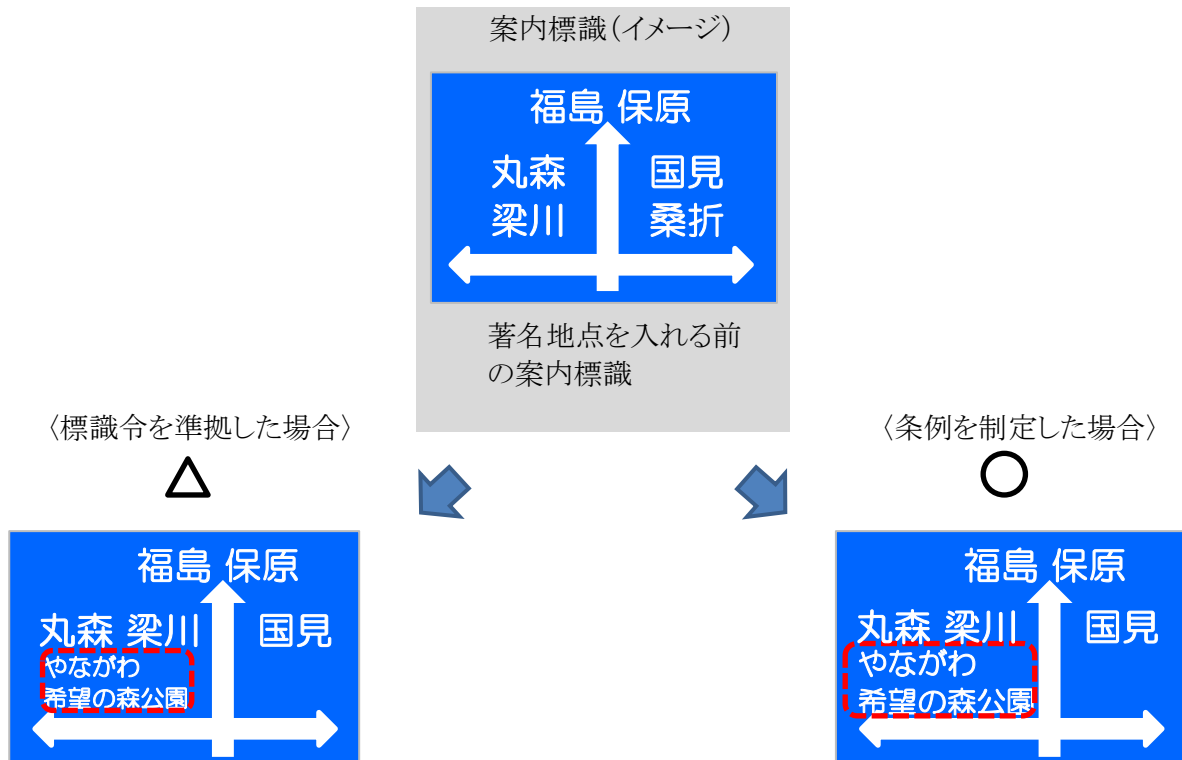
設計速度に応じて、以下の表に掲げる値を基本に、1.0～1.5倍の範囲内で自由に設定できることとし、1.5倍を超える拡大率は標識令に準拠する。

設計速度(km/時)	70以上	40、50又は60	30以下
文字の大きさ(cm)	30	20	10

○上記以外の道路標識については標識令に準拠する。

6 効果

案内標識に著名地点を追加する場合に、条例を制定することで、標識板のスペースに合わせた見やすい文字の大きさに調整することができる。



※上記の標識板のレイアウト図においては、ローマ字表記を省略している。